

I アンケート調査集計結果

団体認定された合法木材供給事業者に対する、アンケートは平成19年2月下旬、名称、住所などが公表されている事業者に対し、直接アンケート調査表を送付する方法によって実施した。

調査対象事業者は、2月初旬時点でインターネットの「合法ナビ」に掲載されている事業者のほか、認定団体のそれぞれのホームページ上に載せられていた事業者、これから掲載しようとしていた事業者を含めて送付先とした。この結果、発送総数は4,343通となった。

これに対し、回答をいただいたのは1,849通で、回答率は42.6%と非常に高い結果となった。

集計にあたって、回答があったアンケート表は全てリストアップしたが、答えが記入されていない欄、判読できない答えがある欄、または論理的におかしい答えが記入されている欄はその設問の集計にあたって除外してある。従って集計結果は、全ての回答者の総数を反映したものではない。回答があり、カウントできる数値等が記入されているものを集計したものである。

また、業種別の区分の仕方は、アンケートにおいて主たる業種と回答してある業種に位置付けた。ただし、一部に主たる業種が2つ以上記入されているものもあったが、購入・販売数量、立地、その他で推測できるものはいずれかの業種に位置付けた。これによりがたい場合は川上に近い業種とした。森林組合は原則として育林業としたが、素材生産が主たる業種であると記入してある森林組合はこれに従った。

なお、「その他の業種」には、上記以外の業種その他、木材協同組合、企業組合、業種不明の事業者等が含まれている。

回答者の多くが住所氏名等の情報を記入しており、違法伐採問題への積極的関与を期しているものと考えられる。今後ともこれらの回答者に直接情報を伝達することが出来れば、より一層真剣に取り組んでいただけるものと考えられる。

改めて回答者に感謝申し上げるとともに、引き続き合法木材の供給にご協力をおねがいます。

1. 総評

合法木材供給事業の実際の姿を検証するためには、制度の理解と定着が十分行われてからアンケート調査あるいは現地調査を実施すべきだが、制度の普及を開始して間もないこの時期に実施することは時期尚早であろう。しかし、違法伐採問題への対応、政府の木材調達方針の改定、グリーン購入法の運用実態等の重要性に鑑み、木材業界は、合法木材の供給を急がねばならない立場にあり、そのためには、現状における問題点を把握しておくことが必要であるという判断から、この時期にアンケートを実施することにした。あわせて、出来るだけ多くの合法木材供給認定事業体にアンケートを送付することにより、合法木材に対する意識改革を促し、注意喚起することも大いに意義のあることと考え設問も出来るだけ簡潔な説明調にし、かつ分かりやすいものとした。さらに文書による回答を求める設問も用意した。

アンケート調査に対する反応は極めて幅広く、例えば合法木材供給事業体に認定されていることを知らない従業員がアンケートの回答が必要か、と問い合わせきたり、合法性の定義や意味を問い合わせるもの、中には合板、ツキ板は木材かという質問、原木市場だが入荷する原木は全て合法材だから販売にあたって全て合法証明を出していいかというもの、流通業は合法木材が入手できないので販売もない、従って販売数量 0 でいいか、等々の大変多くの問い合わせがあった。

こうした反応があったということは、アンケートを受け取った事業者には、認定事業体であることを再認識し、合法木材供給の意義を改めて確認していただけたものと思う。これは大きな成果の一つと考えていいだろう。現地調査の問題点としては、調査時点で合法木材の需要者側がグリーン購入法に則った調達方針を明確に実施しているとはわずかで、需要量も少ない。これでは合法木材供給事業体として認定されていることを自覚することは出来ないだろう。調査対象となった事業者としては実感がなくまま答えなければならず、抽象的な議論になったところも多い。従ってアンケート調査への回答は、認定事業体の自覚を促すいいチャンスになったと考える。

以下、アンケートの設問に従って集計結果を記述する。

なお、業種別の集計にあたっては、主たる業種をもって業種別回答数とした。

2. 業種別の購入量、販売量の状況

業種別	総回答者数	(1)購入量		(2)販売量		
		一カ月平均総木材購入量(m ³)	合法証明が付いた木材の購入量(m ³)	一カ月平均木材総販売量(m ³)	合法証明を付して販売した量(m ³)	顧客から求められて合法証明を付して販売した量(m ³)
		%	%	%	%	%
育林業	171	635	346	744	497	133
		100	54.5	100	66.9	17.9
素材生産業	245	1,157	894	963	724	340
		100	77.3	100	75.2	35.3
製材業	454	1,140	757	459	115	38
		100	66.4	100	25.0	8.2
木材加工業	288	1747	990	1340	423	217
		100	56.7	100	31.6	16.2
流通業	541	2,017	606	2,169	253	36
		100	30.1	100	11.7	1.6
木材貿易業	28	8,591	2,974	8,632	2,650	2,131
		100	34.6	100	30.7	24.7
建設業	68	148	55	144	52	8
		100	37.1	100	36.1	5.8
その他	54	736	180	578	164	67
		100	24.5	100	28.4	11.6
計	1,849	1,687	757	1,407	382	150
		100	44.9	100	27.2	10.7

上記の表では業種が細分化されて分かりづらいので、下表のように集計しなおし、分析する。

業種別	総回答者数	(1)購入量		(2)販売量		
		一カ月平均総木材購入量(m ³)	合法証明が付いた木材の購入量(m ³)	一カ月平均木材総販売量(m ³)	合法証明を付して販売した量(m ³)	顧客から求められて合法証明を付して販売した量(m ³)
		%	%	%	%	%
育林業 素材生産業	416	948	673	878	636	261
		100	71.0	100	72.5	29.7
製材業 木材加工業	742	1,589	862	957	279	106
		100	54.3	100	29.1	11.0
流通業 木材貿易業	569	2,405	746	2,531	388	153
		100	31.0	100	15.3	6.0
建設業その他	122	377	104	315	96	32
		100	27.5	100	30.5	10.1
計	1,849	1,687	757	1,407	382	150
		100	44.9	100	27.2	10.7

(1)回答者数を見ると、大きく分けると「育林業と素材生産業」、「製材業と木材加工業」、「流通業と木材貿易業」、「建設業その他」と大きく4つのグループに分類できる。これをそれぞれ川上、川中、川下、その他と呼ぶこととする。最も多くの回答があったのは川中で、約40%を占めている。ついで川下のグループで約31%を占めている。

なお、育林業は多くが森林組合であり、素材生産業を営んでいる場合が多い。従って「主たる業種」と聞かれたとき、育林業と素材生産業の両方に○を付けてあった。この場合は主たる業種を「育林業」して集計した。

(2)合法木材の取り扱い、川上グループが最も高く、川下に行くほど低くなっている。この統計を見る限り、国産材の合法木材供給の要であるべき生産現場において、合法性証明はかなり進んでいると考えてよい。特に森林組合は地域の中核的木材供給事業者として活動しており、合法木材供給についても重要な役割を果たしている。販売量で見ると72%が合法木材として出荷しているが、川中グループの側から見ると購入量の54%しか合法木材は入荷していない。これは、川中グループには外材工場が含まれており、この

時点では証明のない外材がまだ入荷していたためであろう。外材の合法性証明は今後の課題である。

(3)川中グループの購入量のうち合法木材の比率は54%に対し、販売量には29%しか合法証明を添付していないという結果になった。これは聞き取り調査や追跡調査の結果でも示されているように、川下業界から求められていないので合法証明を出さなかった言うことであろう。需要者の要請がなければわざわざ手間を掛けて合法木材を出荷する必要はないという考えである。

これは販売量に占める顧客からの要望によって出荷した合法木材の比率からも容易に想像できる。川上グループは原木市場等からの要望が強く、合法証明を出すための手順が決められており、比較的容易に手続きが出来るよう工夫している。その上、ある程度買い手が特定される場合が多く、顔の見える取引といっても過言ではない。一方製品になって流通市場に出す場合は、不特定多数の需要者を想定しており、合法性証明についてはあまり考えていない。このため、手間をかけて証明を付けることをしない。

3. 違法伐採材を排除とグリーン購入法の適用

問 4 この制度の最終的な目的はグリーン購入法の適用により、政府機関の物品調達に際し、合法木材を優先的に使うことを通じて違法伐採材を排除しようというのですが、貴社はどのように考えますか。次のいずれかに○を付してください。

業種別	(1)違法伐採材の排除のための有効な手段だ。			(2)優先的調達ではなく、使用を義務付ける制度とすべきである。			(3)政府機関だけでなく自治体、民間企業、住宅メーカーなどの参加が必要だ。		
	はい	いいえ	いえない どちらとも	はい	いいえ	いえない どちらとも	はい	いいえ	いえない どちらとも
	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
育林業	67.5	1.2	31.4	58.1	0.6	41.3	79.2	1.8	19.0
素材生産業	65.7	2.1	32.2	59.9	5.5	34.6	78.2	3.3	18.4
製材業	48.9	6.3	44.9	47.2	12.4	40.4	68.8	5.8	25.3
木材加工業	52.1	6.6	41.3	41.1	12.3	46.7	62.1	6.0	31.9
流通業	52.1	6.5	41.3	43.9	10.7	45.4	67.5	4.9	27.6
木材貿易業	67.9	7.1	25.0	35.7	21.4	42.9	46.4	14.3	39.3
建設業	65.2	3.0	31.8	50.8	9.2	40.0	76.1	4.5	19.4
その他	54.7	15.1	30.2	36.5	19.2	44.2	67.3	11.5	21.2
計	55.4	5.5	39.1	47.6	10.1	42.3	69.5	5.1	25.4

(つづき)

業種別	(4)市場が求めないものは売れない。だから環境問題や違法伐採材に関して、需要者や消費者の意識改革が必要だ。			(5)木材業界も違法伐採問題の解決に協力すべきだと思う。			(6)この制度では我々だけが経費負担することになり不満だ。		
	はい	いいえ	どちらともいえない	はい	いいえ	どちらともいえない	はい	いいえ	どちらともいえない
	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
育林業	83.9	0.6	15.5	95.3	0.6	4.1	37.3	11.4	51.2
素材生産業	88.3	1.3	10.4	92.5	1.7	5.8	41.4	12.6	46.0
製材業	78.4	4.0	17.5	82.4	1.6	16.1	52.6	7.9	39.5
木材加工業	82.7	2.5	14.8	82.4	1.8	15.8	51.6	8.9	39.5
流通業	81.0	2.4	16.5	85.7	0.6	13.7	43.8	10.8	45.5
木材貿易業	78.6	0.0	21.4	78.6	0.0	21.4	39.3	14.3	46.4
建設業	80.6	1.4	11.1	88.1	3.0	9.0	53.1	4.7	42.2
その他	75.9	3.7	16.7	80.8	3.8	15.4	51.9	7.7	40.4
計	82.0	2.5	15.5	86.0	1.3	12.6	46.8	9.8	43.4

この設問の中のどの項目において、各業種間であまり大きな差がない。これは木材業界全体としては、ほぼ同じ考え方でこの問題に対処するということである。

- (1) 違法伐採排除の手段として合法木材の優先調達が有効かどうかを聞いたところ、全体で55%以上の者が有効と考えており、否定的な考えの者は極めて少ない。しかし、39%の者は懐疑的な考えを持っている。中でも製材業、木材加工業、流通業で、その傾向が強い。
- (2) 優先調達ではなく、義務的調達とすべきかどうか聞いたところ、川中、川下グループでは肯定的意見よりも「どちらともいえない」という懐疑的意見のほうが多くなっている。その上、否定的意見を持つ者も他に比べ多くなっている。
- (3) 適用を国の機関に限らず、地方自治体や民間企業などがこの制度に参加することの必要性について聞いたところ、ここでも川中、川下グループは他に比べやや懐疑的である。特に木材貿易業にその傾向が強い。
- (4) 消費者の意識改革の必要性を聞いたところ、ほぼ全業種で8割を超える者が必要だ

と感じているようだ。合法木材の需要喚起のためには環境問題や木材利用の意義について地道はPR活動を続けなければならない。

- (5) 木材業界の協力について聞いたところ、前向きな回答がほぼ9割を占めており、この問題に積極的に取り組むことは業界全体のコンセンサスになっていると言えよう。
- (6) この項目は、やや唐突な感じのするものであったが、一般に費用対効果を考えるのは事業経営者として当然であり、新たな出費に対する投資効果をどのように受けとめているかを知りたいと考えこの設問を作った。答えは予想どおり、不満と答えた者が全体で47%と最も多く、不満ではないという回答は10%しかなかった。「どちらともいえない」とする回答が43%とかなりの者が懐疑的な見方をしているということである。従って、この制度の運用にあたって合法木材の利用実績の向上やグリーン購入法の適用範囲の拡大など具体的な効果が見えてこなければ、費用負担の意欲がなくなり、制度が形骸化することが心配される。

4. 認定取得の理由

問5 貴社が認定を受けた理由を次の中から1つ選んでください。

業種別	(1)違法伐採問題の解決になると思うから	(2)得意先から合法木材を求められるようになると思うから	(3)今後は合法木材が当たり前になるから	(4)他の業者が認定を受けるから	(5)県木連等から勧められたから	(6)その他
	%	%	%	%	%	%
育林業	24.2	20.4	35.7	1.3	15.3	3.2
素材生産業	18.5	33.8	28.8	4.1	12.6	2.3
製材業	13.7	45.1	19.6	2.9	15.4	3.2
木材加工業	8.9	57.6	18.7	2.3	8.6	3.9
流通業	11.1	54.7	20.9	4.4	8.1	0.8
木材貿易業	11.5	69.2	19.2	0.0	0.0	0.0
建設業	9.7	46.8	25.8	1.6	11.3	4.8
その他	15.6	33.3	17.8	4.4	17.8	11.1
計	13.7	46.1	22.8	3.2	11.5	2.7

事業者認定の取得理由について聞いたところ、全体で46%の者が、「得意先から合法木材を求められるようになると思うから」と答えている。制度の発足にあたって全国木材組合連合会は、組織を挙げてこの制度の確立とグリーン購入法への対応についてキャンペーンを実施した。これにより、木材業界としては合法木材の需要も増大し、供給の要請が高まるものと考えた。その時に柔軟に対応するため、前もって資格認定を取っておこうとしたものであろう。

2番目には、今後合法木材が当たり前になるからと考えて認定を受けた者が23%をしめている。特に育林業ではこの考えが多い。

いずれにしろ、認定を受けた理由は、考え方はいろいろあるが、自ら積極的に合法木材を供給することを目指しており、今後の合法木材市場の展開によっては業界全体の評価を上げる力になるものと考えられる。

その他の回答は以下のとおりであるが、中には、非常に積極的な回答も見られる。例えば会社の方針として環境配慮型経営の推進とか、業者のモラルとして必要と考えた者も見られる。

問5のその他の回答

- ・ 1部の得意先から求められたから。
- ・ 環境問題、温暖化対策に有効です。
- ・ だんだん木材の規制が厳しくなるからすぐに必要ではないが、受けておいた方がよいと思ったから。
- ・ 道森連からの奨められたので。
- ・ 古材よりチップ製造の為。
- ・ まだ早いと考えたが横ならびでやむを得ず。
- ・ ロシアパートナーは持続可能な森林経営を経営理念としており、他社に先駆けてFSC認証を取得。当社もその考えに賛同しているため。
- ・ 違法伐採排除。
- ・ 違法伐採排除に少しでも貢献したいから。
- ・ 何が何だかわからないけど仕方なく。
- ・ 会社の環境方針。
- ・ 丸太を製品化した時に産地がわかり有利だった。
- ・ 京都議定書でも示された様に地球規模で森の恩恵に預らねばならない今、人類は木に対して正しい理解をし、木のもつ機能を正しく導地導き出して自然現象問題、健康的な住まいづくりに貢献したい。
- ・ 協会からの指導による。
- ・ 協同組合であるから。
- ・ 業界団体の勧めで仕方なく あまり意義を感じない。
- ・ 型枠に合法認定を求められたから。
- ・ 健全な自然環境づくりの第一歩の為。
- ・ 県、都、市の仕事をした時に求められる。
- ・ 県を代表とする企業でもあるため。
- ・ 原木市場が受け入れしなくなるから。
- ・ 公共工業に関わるとき必要と聞いたから。
- ・ 公共工業等に納入する場合必要らしいから。
- ・ 合法性の認定に業者関与は不可欠。
- ・ 合法木材(国産材)しか取扱いがない為。
- ・ 国の指導による。わが連合会としては必要ないと思う。
- ・ 国産材は盗伐以外は合法木材なので国有林や原木市場の材は全部該当するので区分が容易で認定しやすいメリットがあるから。

- ・ 国有林材木曾桧専門工場です。
- ・ 産地表示よりは有効か？
- ・ 使用木材の8割以上が合法木材だから。
- ・ 自社で生産履歴を残そうとしている。
- ・ 上部団体からの勧めもあり。
- ・ 森林組合より勧められたため。
- ・ 親会社と連携した方針で。
- ・ 製紙会社からの依頼があり。
- ・ 製紙会社との取引上の条件となったから。
- ・ 積極的に合法木材供給の流れに沿った枠組の中に参加したい。
- ・ 先々商売上必要となってくるであろうと予想されるから。
- ・ 全森連の方針による。
- ・ 他の業者から勧められた。
- ・ 長野市から証明を求められたから。
- ・ 得意先から求められたから。
- ・ 認証業者から購入しており、会社として認証は受けておりません。
- ・ 認定を受けないと販売に支障をきたすのではないかと思われたので。
- ・ 買入先の申入れにより認定を受けた。
- ・ 販売に有利と考えたから。
- ・ 法が定められたから。
- ・ 法の束縛。
- ・ 本社の意に基づく。
- ・ 木材業者としてのモラルから。
- ・ 役所がうるさくなるからだけである。

5. 仕入先の合法木材への関心

問6. 貴社の原木(製品)の仕入先は、合法木材に関心がありますか。

業種別	(1)「関心がある」ところ。	(2)「少しはある」ところ。	(3)「ない」ところ。	計
	%	%	%	%
育林業	58.1	17.8	24.1	100
素材生産業	52.6	18.4	28.9	100
製材業	48.9	24.6	26.5	100
木材加工業	50.3	22.9	26.6	100
流通業	41.1	25.4	33.3	100
木材貿易業	56.7	20.2	23.1	100
建設業	53.7	24.3	21.5	100
その他	57.9	22.6	19.5	100
計	47.5	23.8	28.7	100

この設問では、関心度をパーセントで表記してもらった。

これを業種ごとに見ると、ほぼ平均的な見方となっている。ただし流通業では、仕入先の関心が他に比べてやや低いと見ており、「ない」言い切った答えも多くあった。流通業の仕入先としては製材業、木材加工業のほか、同業者が考えられるが、他と比較して差がある理由は不明である。

全体的に見ると関心が「ある」と見ている者は48%に上り、「少しはある」と見ている者を含めると7割を超える。これに対し「ない」と見ている仕入先は29%程度で、この時期としてはそれほど関心が低いとは言いがたい。

6. 顧客の合法木材への関心

問7. 貴社の販売先は、合法木材に関心がありますか。

業種別	(1)「関心がある」 ところ。	(2)「少しはある」 ところ。	(3)「ない」ところ。	計
	%	%	%	%
育林業	45.3	25.5	29.3	100
素材生産業	59.7	17.6	22.6	100
製材業	21.1	20.4	58.5	100
木材加工業	35.6	23.7	40.7	100
流通業	19.0	21.8	59.1	100
木材貿易業	48.5	19.4	32.1	100
建設業	20.2	20.1	59.7	100
その他	41.2	26.8	32.0	100
計	31.2	21.0	47.9	100

この設問も前問と同様関心度をパーセンで表記してもらった。

ここでは、製材業、流通業、建築業がかなり低い数値を報告している。彼らの顧客には合法木材に関心がないと見ている者が6割近くに達しており、こうした業種への合法木材の供給には力が入らないということか。ちなみに製材業の顧客は流通業が主であり、流通業の顧客は建築業または同業者である。また建築業の顧客は施主すなわち消費者である。

前問では、全体的に見て仕入先の関心度が高く、関心が「ない」と見ている仕入先は僅か29%程度であったが、この設問でみると顧客の関心度は概して低く、「ない」と見ている者も全体では47%もある。前問で流通業はその仕入先、すなわち製材業は関心が低いと感じているが、その製材業のほうから流通業を見ると、やはり関心が低いと感じている。お互いが関心がないと見ているようだが、これは思い込みではないかと考える。

流通業の顧客である建築業は施主の要望に対応する必要があるが、現在のところ施主、消費者は合法木材に余り関心がない。従って建築業が合法木材に積極的に対応するのはこれからのことと考える。

7. 顧客の要望

問8. 貴社の販売先から合法木材についてどのような要望や注文がありましたか。

業種別	(1)すべての製品に合法証明をつけるよう求められた。		(2)納品書の証明以外に証明書などの提出が求められた。		(3)合法性について再確認があった。		(4)証明なんか必要ないといわれた。		(5)証明材は、常時在庫があるのかと聞かれた。		(6)注文すれば入手できるかと聞かれた。	
	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
育林業	31.6	68.4	31.3	68.7	23.9	76.1	14.2	85.8	2.8	97.2	18.7	81.3
素材生産業	29.4	70.6	20.9	79.1	27.1	72.9	14.9	85.1	9.0	91.0	16.9	83.1
製材業	4.6	95.4	14.3	85.7	20.7	79.3	25.9	74.1	11.5	88.5	28.3	71.7
木材加工業	12.7	87.3	19.6	80.4	31.2	68.8	17.2	82.8	14.2	85.8	31.9	68.1
流通業	3.7	96.3	15.3	84.7	16.3	83.7	28.6	71.4	10.0	90.0	100.0	0.0
木材貿易業	8.0	92.0	19.2	80.8	40.0	60.0	16.7	83.3	12.0	88.0	28.0	72.0
建設業	5.7	94.3	9.6	90.4	14.5	85.5	30.4	69.6	2.1	97.9	15.6	84.4
その他	10.5	89.5	29.7	70.3	28.2	71.8	25.0	75.0	12.1	87.9	30.0	70.0
計	11.1	88.9	17.9	82.1	22.4	77.6	22.9	77.1	10.3	89.7	28.0	72.0

この制度が始まってまだ日が浅く、合法木材の供給が求められてない状況の中で、全ての製品に合法性証明をつけることが要望されたのは僅か11%である。特に川上グループでは30%近くの者が要望されている。これら以外の業種では僅かである。

証明の方法として、納品書や伝票にスタンプなどで証明印を押す以外に、証明書を提出するよう求められたケースが18%程度あることが分かった。これは業種間の差は、育林業を除きそれほど大きくはない。

このほか、合法性について何らかの確認を求められたケースもある。これも22%の者があったと回答している。これに対し、証明など必要ないと顧客に言われたケースもある。

このほか合法木材の在庫状況を聞かれたケースも10%程度あり、更に「注文に答えられるか」という問い合わせが28%もあったことが報告されている。

なお、その他の答えは次ページのとおりである。

問8 その他の要望・注文

- ・ 「供給している製品が合法木材かどうか」のアンケートがあった。
- ・ 関心のあるところが少ない
- ・ 国交省(〇〇県の出先)の営繕部門へTELしてみました。(他の部門(河川、道路など…)へはTELしていません。) 施法後約1年(18年4月～)経過、この間のQ. A. 要約以下のとおり
 - 1)法をご存知ですかー知っている。
 - 2)国交省から、県、市等へ指導するのかー我々から指導することはない。
 - 3)実績は？ー木材を使用する工事が無い。(内装に一部使用した…)
 - 4)業界(製材メーカー、流通など)からの納材チャンスはー我々の総合建築業者＝指定業者に話してくれ。
- ・ 100%国産材のため消費者が安心して利用して下さる産地のわかる木材を使っているの
- ・ 1年の内に何回が問い合わせはありましたが納材した実績は18年中はありません。
- ・ 50%位のお客さんがOKしてくれました。
- ・ 50年国産材製材をしているが、合法でない木材を使用したことは一度もない。
- ・ 今の所、販売先から要望がない。
- ・ グリーン購入法を知らない方が多い。
- ・ グリーン法の名前は知っているが、関心が低い。
- ・ この制度に対してのPRがまだまだ不足していると思います。
- ・ 証明書のその他準備をする様、指示があった。合法材事業者認定の提出を求められ提出した。
- ・ 証明書の提出を求められる事が多い中で公的機関が発行した物を求められる⇒そういう物が「必ずある」と思い込んでいる。
- ・ 当社では、製品の「出荷証明書」を求められている程度です。合法木材の証明書は、今後、要求されると考えます。
- ・ なければ取引停止。
- ・ まだ？ない所あり関心度深くない。
- ・ まだその機会がありません。
- ・ まだない。。
- ・ まだないです。
- ・ まだまだ関心がない。
- ・ まだ関心が無い。
- ・ まだ具体的には要求されていません。

- ・ まだ具体的に合法木材についての説明や品物を求められていない。
- ・ まだ合法木材についての世間の認識があまりにも薄い。
- ・ まだ当地区では合法木材についての情報が足りない。
- ・ まだ販売先がこの制度を理解していない。
- ・ まだ販売先からの要望がない。
- ・ 一般には制度その物が知られてない。
- ・ 引き合いが無い。
- ・ 何の問い合わせもない。要望もない。
- ・ 何もなし。
- ・ 外材等との値上りでその対応に大変で、国産材について必要性(代替感覚)はあるが、合法材については何等、今の所感性がない。
- ・ 該当ヶ所を回答しました。
- ・ 官公庁に納品するものには合法木材を使うように言われた。
- ・ 官庁関係(特に市町村)に於いてはこの事業についての認識が行き届いて居ない様に思われる。
- ・ 関心度は低い。
- ・ 基本的には当社から積極的に合法木材であると宣伝していないことありますが販売先からは全くといっていい程合法木材認定に関する事は聞かない。当社としても販売先から(1社)問い合わせがあったが以後証明書を欲しい等のことは一度もない。
- ・ 基本的に国産材は以前より違法伐採はないとの認識。
- ・ 客先・販売側双方にまだ認知されていない。
- ・ 具体的知識がないため、関心もない。
- ・ 県産産地材証明証との違いはなにかと聞れました。
- ・ 見積り依頼があった。
- ・ 原木(大径木)の販売で証明書を求められた。
- ・ 原木市場が山(伐採現場)との接点にあり、当社の取組が最も必要と判断して対応しているが、自主規制だけに苦勞している経済的に価値あるものとなるよう期待している。
- ・ 原木市場へ全量出荷。
- ・ 原木市場等に納入している。常に合法木材の認識がある。
- ・ 現在、流通の川上(海外の仕入先)から川下(ユーザー)まで、誰もが本当の事がよくわからない段階です。
- ・ 現在のところ、合法木材について知られていないようですので要望や注文がほとんどまだありません。
- ・ 現在のところあまり認識がない。

- ・ 現在のところ関心無し。
- ・ 現在のところ需要に関係なく、必要としない。
- ・ 現在の現場については完全依頼の為に現在のところ必要ではないが、今後は必要性は大いにあると思う。
- ・ 現在の所合法木材の指名がありません。
- ・ 現在は注文は皆無の状態です。
- ・ 現在まで仕入先・販売先いずれからも合法木材に関する問い合わせ等一切ありません
- ・ 現在何もありません。
- ・ 現在注文ない。
- ・ 現時点、どちらのゼネコン共問い合わせ無し。
- ・ 現時点では明確な意志表示はありません。
- ・ 現時点で木材取引の実績がありません。
- ・ 現時点各々より聞れない。
- ・ 現状、取扱い無し。
- ・ 現状は素材生産者も木材販売業者も認識がない。
- ・ 現段階では、販売店の方(エンドユーザー)が求めない限り、要望・注文はない。
- ・ 御存じでない販売先が大半。
- ・ 公共工事に関しては求められてきている。
- ・ 公共事業に対し、SGECとどう迷うのかと質問されました。
- ・ 工務店大工は知らない(合法について)。
- ・ 広葉樹の扱いに付、まだなにもなし。
- ・ 合法材・非合法材については、以前から話が出ており、H18. 11月より義務付けられる事により、本格的に取り組んでいる。
- ・ 合法材って何！ときかれた。
- ・ 合法証明をつけて、出荷する立場。
- ・ 合法証明書をつけるよう求められたことはない。
- ・ 合法木材か何であるかが、まだ一般的にはPRされていない。
- ・ 合法木材とは何か。
- ・ 合法木材について、民間企業では、ほとんど知っていない。
- ・ 合法木材についての問い合わせ全くなし。
- ・ 合法木材についての問合せは、現在までありません。
- ・ 合法木材について知識がない。
- ・ 合法木材に該当する材について証明を出せるのかと云う問い合わせがあった。
- ・ 合法木材に関心が無いのか特に要望がない。

- ・ 合法木材に対して関心がない販売先が多い。
- ・ 合法木材に対して需要者や消費者の認識がない。
- ・ 合法木材に対して理解されていない。
- ・ 合法木材の価値は合法木材の今●値いの心配 合法木材について国有林は向くと思っ
ているか 会岡木協だけが騒いでいるのではないか。
- ・ 合法木材の確認をされたことがない。
- ・ 合法木材の材の発注がないので返答できない項目がある。
- ・ 合法木材の動が出ていない。
- ・ 合法木材の認識がない。
- ・ 合法木材の認知度がまだ低い。
- ・ 合法木材の販売量は0であり、問合せも0である
- ・ 合法木材は話題に出ない。
- ・ 合法木材をPRしてもユーザーサイドがまったく必要としていない。
- ・ 合法木材供給認定制度自体が販売先に浸透していない。知らない方が多い。
- ・ 合法木材制度が認知されていない。
- ・ 国内で生産されて国内で使用するものに認定が必要かと意見がある。
- ・ 国有林材のみの取扱い。
- ・ 今、現在は求められてないが、今後は合法証明等の要望があると思われます。
- ・ 今だ並及していない。
- ・ 今のとこと問い合わせはない。
- ・ 今のところ、合法木材についての要望注文などありません。
- ・ 今のところそういったケースはまだない。
- ・ 今のところ何の反応もなしです。
- ・ 今のところ何ら動きがない。
- ・ 今のところ合法木材に関しての問い合わせは、全くありません。
- ・ 今のところ証明の要望なし。
- ・ 今の所、全く問い合わせがありません。
- ・ 今の所、聞かれた事も、求められた事もないが、なる(合法性が必要となる)であろう。
- ・ 今の所、要望や注文は有りません。
- ・ 今の所ない。
- ・ 今の所なにもない。
- ・ 今の所何にもない。
- ・ 今の所何も聞かれない。
- ・ 今まで1度も要望されたことがありません。これも使用する人(工務店)の問題のようです。

- ・ 今まで要望や注文を受けていない。
- ・ 今後具体的に求められて来ると思う。
- ・ 今日現在、客先より明確な証明依頼がきてません。どのような書類がいつどんな時に必要かがわからない部分が多いようです。
- ・ 最終的に許可制であれば合法である大手企業のみとなる。(コンプライアンス)
- ・ 使用する人(大工、工務店、建設業)の合法木材について認識がないです。一般の人についても、今後合法木材でないと使用できない位の規則が必要だと思います。
- ・ 市場では合法木材について現時点では認識がない。
- ・ 市場はそんなことには全く関心がないし、価格と内容に関心あり。この制度を進めれば進めるほど、木材業者の首を締めることになり、国産材業者の低迷に拍車がかかる。外材に歯止めがかかるということらしいが、日本人が馬鹿正直にかっているだけ、世界はそんなに甘くはありませんよ。
- ・ 市場はまだ合法木材を求めるまで認知されていない。
- ・ 事業者認定に関する問い合わせがあった。事業者認定書の提出を求められた。
- ・ 事業者認定を取得しているか問い合わせがあった。
- ・ 主に間伐材を納品。
- ・ 取引先が合法木材認定に関しての情報がない。
- ・ 取引先にまだ残念ながら関心がないように思われる。
- ・ 種々の証明添付を要求される。業界の認定そのものの信頼性を問われる。
- ・ 需要家はまだ認識が低い。
- ・ 秋田県素材生産事業協組合連合会から認定を受けているので、取扱いは全て合法木材であるという前提での取引である。
- ・ 出荷先は木材市場なので合法木材だから先々売れると言う事はない。製品を見て買ってくれるので製品を(寸法厚を十分あるものをこしらへておれば売れる)良い製品にしておけば売れる。
- ・ 書類整理をするように。
- ・ 商社が自分の利益を優先し、昭和の30年台に外材の輸入を奨励したから、海外では違法伐採が進み、自然破壊により地球の温暖化となった。
- ・ 証明の要求が納品後にある。
- ・ 証明書の提出を求められた事はない。
- ・ 上記の間に答えられる程、我々木材業者及び販売先においても周知されておりません。
- ・ 親子関係間の仕入・販売のみ行っており、子会社の販売先の要望に基づき適宜対応することとなる。
- ・ 正式な問い合わせ「なし」。

- ・ 製品について問い合わせが有りません。
- ・ 製品によって証明の取れていない品も有り、管理が難しいです。
- ・ 先方(主に公の物件について)より必要な時いつでも出せる様にしておくように通告を受けた。
- ・ 全部納品伝標に合法木材の認定番号を記入しています。
- ・ 全量納品書に合法木材の認定番号を記入。
- ・ 全量納品書に合法木材の認定番号を記入。
- ・ 素材業で●なし。
- ・ 大工、工務店等、合法木材に関して知らない業者が多い。
- ・ 大手商社系列と思われる会社は提出を求めてきた。
- ・ 地域材としての出荷証明、間伐材としての証明は求められる事が多い。
- ・ 町場の大工・工務店はまだ関心なし。
- ・ 直接販売はしていないのでよくわからない。
- ・ 徳島県では合法木材も含めて、徳島県木材認証機構が勧めており現在進行中4月以降は取扱量も大きく伸びてくるものと思われます。
- ・ 特になし、関係がない、又は、国産材の違法伐採は殆どない。
- ・ 特にまだ何も言われていない。
- ・ 特別、問合せを受けた事は無い。
- ・ 特別に要望、注文などない。
- ・ 認定を受けているかどうかの照会があったケースのみ。
- ・ 納品書に合法木材の認定番号を記入。
- ・ 販売していないのでわからない。
- ・ 販売先からなにも要望がありません。
- ・ 販売先からの問い合わせはほとんどない。
- ・ 販売先からの問い合わせがまだない状態。
- ・ 販売先から合法材についての要望等は今のところ出されていない。今後、政府に納品する販売先が出てきた場合、なんらかの要望が出されると思われる。
- ・ 販売先から事業者認定書の写しを求められた。
- ・ 販売先では、合法木材及制度について認識が全ったくない。
- ・ 販売先にはあまり関心がない。
- ・ 販売先に公共事業関連と取引してる業者なし。
- ・ 販売先の感心が薄い。
- ・ 販売先の大部分が合法木材について認識が低いので要望・注文はまだありません。
- ・ 販売先は、すべて県森連である。

- ・ 販売先はそれほど関心がない。
- ・ 販売先より認定手続に関する件は問合わせを受けたが、納材に関しては未だ具体的な要望・注文は受けていないのが現状である。
- ・ 販売先より要望、注文が有りません。
- ・ 販売店からの要望・注文は何もありません。
- ・ 北米材で1件、マレーシア材で1件言われた。。
- ・ 殆んどもとめられないが当方より添附するよう心がけている。
- ・ 末端には「合法木材とは何か」という意味は理解されてはいるが、現状では求められていない。
- ・ 民間の会社では話さえ出てこない。
- ・ 民間事業工事等は今だ要求なし。
- ・ 民需では意識が薄い。
- ・ 無関心がほとんど。
- ・ 銘木市のため合法材には全て合法材認定表示を自主に行っている。
- ・ 木材市場への搬入はすべて合法木材(伐採届出の確認)が必要となっている。
- ・ 問6. 7. 8について 現在迄のところ違法か合法かの認識が一般購入者(業者)に差し迫ったものがなく求められた事がない。
- ・ 問い合わせがない。
- ・ 問い合わせが一部有っただけで証明書を求められた事例は無い。
- ・ 要求された事はありません。
- ・ 要望や注文はない。
- ・ 要望や注文はない。
- ・ 流通の過程において全て無関心(殆んど)。
- ・ 流通段階には不法木材自体がない。伐採段階の問題でしかない。

8. 合法木材マーク

問9. 合法木材に「合法マーク」を付けようという意見があります。貴社はどのように考えますか、次の中から1つ選んで○を付けて下さい。

業種別	(1)制度のシンボルとしてマークがあったほうがよい。	(2)合法材に添付して、証明になるようにしたほうがよい。	(3)制度を消費者に普及するためにマークがあったほうがよい。	(4)この制度がよく知れ渡ってから、マークを付けたほうがよい。	(5)手間がかかるので、ないほうがよい。	(6)他にもいろいろなマークがあり、紛らわしいのでないほうがよい。
	%	%	%	%	%	%
育林業	23.5	10.1	24.2	24.2	12.1	6.0
素材生産業	18.2	16.4	18.2	17.8	22.4	7.0
製材業	11.6	8.9	21.7	23.2	22.5	12.1
木材加工業	10.8	11.2	21.5	22.7	22.3	11.6
流通業	16.5	12.4	22.4	23.2	16.5	9.1
木材貿易業	12.0	20.0	8.0	24.0	24.0	12.0
建設業	16.4	27.9	16.4	16.4	3.3	16.4
その他	20.0	17.5	15.0	17.5	15.0	20.0
計	15.3	12.1	21.6	22.1	19.4	9.6

この制度がよく知れ渡ってマークを付けたほうがよいと回答した者が26%程度で最も多数意見である。これに対し、この制度を普及するためマークがあったほうがよいと答えた者が22%でいどあった。

総体的に見ると、マークがあったほうがよいと答えた比率は49%に対し、消極的意見は51%となっている。まったく意見が分かれる結果となった。

9. 今後の合法木材取扱方針

問10. 貴社は、今後合法木材の取扱いを今後どのようにしようと思っていますか。次の中から1つ選んで○を付けて下さい。

業種別	(1)取扱いを増やしたいので、仕入先に対し合法材を求める。	(2)証明材が入荷すれば証明書をつけて出荷するが、積極的に求めない。	(3)顧客から要求があれば取扱う。	(4)出来ればやめたい。	(5)その他
	%	%	%	%	%
育林業	20.6	16.9	50.0	2.2	10.3
素材生産業	19.0	16.6	50.2	6.3	7.8
製材業	15.2	17.1	55.6	6.0	6.0
木材加工業	21.4	14.5	52.3	4.6	7.3
流通業	19.1	18.5	55.4	3.5	3.5
木材貿易業	34.6	0.0	50.0	3.8	11.5
建設業	24.6	17.5	52.6	1.8	3.5
その他	20.5	20.5	38.6	6.8	13.6
計	19.1	16.9	53.2	4.6	6.2

過半数以上の53%の者が「顧客から要求があれば取扱う」と回答をしている。業種間の差も殆どない。次に多かったのは「取扱いを増やしたいので仕入先に対し合法木材を求める」というもので、19%の者が積極的対応を考えているようである。

また、「証明材が入荷すれば証明書をつけるが、積極的に求めない」という回答も17%程度ある。

その他の意見は次ページを参照されたい。

問 10 のその他の回答

- ・ (1)～(4)よりももっと積極的になるべきと思います。
- ・ 100%合法材としたい。
- ・ 100%内地材(杉)に付必要なし。
- ・ いつかは合法木材の必要性が出てくると信じて継続していく。
- ・ インターネット等で宣伝する。
- ・ 温暖化対策を環境問題にしてほしい。
- ・ ケヤキ、クス、トチその他持続可能な森から、まさか盗伐材でもあるまいし。
- ・ この低迷期に余計な事はしたくない。
- ・ すでに購入原料はすべて再生資源か合法木材である。
- ・ すべて組合員の山林であり、違法はない。
- ・ それぞれの会社の責任で事業やれば良い。
- ・ できるだけ合法材を扱いたい。
- ・ チップ用材として仕入れていて、建設系廃棄物、一廃などの件数が多く合法木材のデータまとめを、産廃処理と別途行うなど、事務処理に大変負担がかかる。
- ・ ほとんど合法木材である。
- ・ ロシア・中国がキチンとしてほしい。
- ・ 価格競争の中、取扱を増やしたいが、やりづらい。制度の普及が必要。
- ・ 我々の形態では、制度に乗れない部分があるかと思います。
- ・ 当社ではすべて合法材を使用している。一部の違法伐採のために、全部に負担がかかるのは困る。
- ・ 当社はすでに合法木材ばかりを取扱っている。
- ・ 外国の違法伐採材の輸入を取り締まってほしい。
- ・ 間伐材がぬけ穴となりあまり意味がない手法だ。
- ・ 間伐材を出荷。
- ・ 丸太での合法、非合法の選別は取組みやすいと思うが、製品の証明はむずかしいと思う。
- ・ 規則を持って行った方がいいと思う。
- ・ 業界、市場、国政の流れによって。
- ・ 県産材を使用しているので全て合法材である。
- ・ 現在も今後も国有林相手に仕事をしていくつもりなので国がやるかぎりには合法木材を取扱うことになるでしょう。
- ・ 現在仕入している材料は、在庫品を除いて全て合法木材なので、証明書は、要求されればいつでも出せる。要求されなければ、出すのは無駄と思っている。

- ・ 現在全量合法材なので別に。
- ・ 現制度での証明材のみを使用している。
- ・ 顧客から求められた場合は証明書を添付する。
- ・ 合法以外があるのか？
- ・ 合法材であると証明し積極的に販売する。
- ・ 合法材のみ取扱う。
- ・ 合法材のメリット、デメリットを広めていきたい。情報の発進地。
- ・ 合法材以外取扱わない。
- ・ 合法材取扱いを100%実施中。
- ・ 合法証明出来ない仕入先からは買わない
- ・ 合法性認定を取得した商社、問屋との取り引きが100%なので、現状のまま進める。
- ・ 合法木材しか扱わないのが前提だから特に今後の対応はない。
- ・ 合法木材のみを輸入すれば良いと思います。
- ・ 合法木材の証明書の信頼性を高めるにはもう少し厳しく、罰則も必要である。
- ・ 合法木材の大PR。
- ・ 合法木材は法律で定める。
- ・ 合法木材を取扱う。
- ・ 合法木材以外は購入していない。
- ・ 国、県、市町村が合法木材を使う事。
- ・ 国の指導。
- ・ 国産材はすべて合法材の認識である。
- ・ 国産材はほとんどが合法材と考えている。
- ・ 国産材はほぼ合法材あとは外材の輸入時に税関等で合法材以外は輸入出来ないことにすれば合法、非合法の証明は不要になると思う。
- ・ 国内材のみの取り扱いだから、意味がないと思う。
- ・ 国有林の立木を素材生産しているので全て合法材である。
- ・ 今、仕入れているものは全て合法木材と思う。
- ・ 今までも合法材しか取扱っていない。
- ・ 今も、今後も、積極的に取扱う。
- ・ 今後の状況を見極める。
- ・ 今後制度が浸透して行けば、合法木材以外の取扱いはしない。
- ・ 最終グリーン購入法を義務付するなら、F-4☆のような印付するべきである。
- ・ 山から直接消費者に届けていますので考えていません。いままで通りのやりかた。
- ・ 仕入先が県森連、森林組合の市場なので先方がしてくれる。

- ・ 市場においては合法材と合法材でない物との仕分がむづかしい。
- ・ 持続的に森林を管理する上でも、積極的に合法材を求めます。
- ・ 自社製材した木材全てにマークを付けたい。
- ・ 取扱いたいが中国材が多いので事実上無理な状況。
- ・ 取扱い業者全体でやるべきであり合法材でないものは市場に出さない、取扱わないとすべき
- ・ 取扱材仕入業者が全て合法木材取扱業者である。
- ・ 取扱材料が全て合法材等で問題ない。(S. P. F. ディメンジョン・ランバー)
- ・ 出荷者、買取者(製材所)工務店と当社が連携したシステムを作り合法材普及を目指す取組を行う。
- ・ 小規模組合なので木材取扱いの計画は今のところないので具体的にまだわからない。
- ・ 証明するとすれば、伐採届を法的にする。
- ・ 証明材そのものの信頼性を独自の方法で高める。
- ・ 証明書を付けて、出荷(原木)の方針。
- ・ 証明等は求めないが、信頼性のある会社から仕入る・
- ・ 常に取扱いをしてはいるが、証明書の交付を求められないのが現状。
- ・ 森林施業計画に基づき、間材や素材生産を実施している。
- ・ 森林組合連合会の市での仕入なので違法伐採などは取りあつかっていないと思っていた。
- ・ 製品は長野市への納入のみのため、あまり必要ない。
- ・ 積極的に取り組み外材等の不法木材をなくしたい。
- ・ 積極的に取扱いたいので、国産材については手間のかかる制度にはしないことが、制度を維持するために良策である。いたずらな締め付けは避ける。簡素であること。今のままでよい。
- ・ 川上・川中ではなく、川下(エンドユーザー)からの意識改革が必要。
- ・ 全てが合法木材だと信じている。
- ・ 全ての素材を合法木材としたいと思います 素材業者が認識を持たないとシステム自体が崩壊します。
- ・ 素材販売の為、いまのところ活用がないので不明。
- ・ 題がそれるが窓口にあたる道木連の対応があまりに横柄で大変不愉快な思いをした。改善を求める。
- ・ 適正に販売取扱いをする。
- ・ 当事業所は素材生産が主であり供給が主な仕事であるため伐木等合法材のみを取り扱う。
- ・ 当社の仕入は、国有林、製紙会社有林、森林組合からなので全部合法木材である。
- ・ 当社は2次加工業者なので、川上がやってもらわないと、どうしようもない。
- ・ 当社は基本的には米材主体の製材をしていますが仕入先が認定取得すれば必ず証明書がつ

いてくる(一社はすでについてきている)がその取得の意思の有無はこちらからはなんとも言えない。

- ・ 道産カラマツはほとんどの場合、合法材であるので特に考えてはいない。
- ・ 内地材は別として、外材(輸入材)に関しては、輸入元が証明書を添付すべきだ。
- ・ 日本に不法伐採はない 保安林で助成を受けている届出は当然である。
- ・ 伐採業者に周知し、国産材の全てを合法材に取扱える体制が必要である。
- ・ 販売先(製材所等)の要求に従う。
- ・ 不合法木材自体が流通していないのにおかしな制度である。
- ・ 本県では原木すべてに合法証明することになっている。
- ・ 木材ばかりでなく、原材料となるもの全てに証明添付を。
- ・ 木材は全て合法木材であるとのことで行って行くべきです。

10. マスコミ、NGO 対応

問11. 貴社は、マスコミや NGO から合法木材に関し取材を受けたり、調査されたことがありますか。

これに対する回答は以下のとおりである。

- ・ FSC森林認証について
- ・ NGOよりアンケート受けた。
- ・ グリーンピースジャパン
- ・ テレビ東京WBSニュース
- ・ ラミンでNPOからFAXがあった。
- ・ ラミン等
- ・ ロシア極東初のFSC認証取得ケースとして
- ・ 環境5団体からのアンケート調査
- ・ 県関係からのアンケート
- ・ 合法木材とは何かと頼ねられたので不法伐採を少しでも防ぐ為に良いと答えた。
- ・ 地元新聞からしくみ・取り組み状況等について
- ・ 日本経済新聞
- ・ テレビ東京WBSニュース
- ・ 日経エコロジー社

比較的大手の流通業、木材加工業に対し、取材や質問状が来ているがあまり多くない。また、残念ながらこのアンケートではどのように対応したか十分読み取れない。いずれにしても厳しい対応を迫られたという感触はない。

11. 合法木材供給の問題点

問12. この制度に問題点があるとすればどのような点ですか。(複数回答可)

業種別	(1)合法性が証明された原木(製品)の入手が難しい。	(2)コストがかかるが、メリットがない。	(3)国産材には厳しいが、外材には甘い。	(4)外材には厳しいが、国産材には甘い。	(5)証明書に合法性の証明を記載するだけでは不十分と思う。	(6)制度の信頼性を高めるため認定審査を厳しくすべきである。	(7)その他
	%	%	%	%	%	%	%
育林業	4.1	24.1	22.4	1.2	14.7	13.5	7.3
素材生産業	4.8	23.2	25.2	2.2	14.0	13.4	6.4
製材業	13.1	29.0	16.0	4.5	11.3	9.5	9.2
木材加工業	18.1	25.3	15.4	4.5	12.5	7.4	7.2
流通業	17.4	24.4	14.4	4.4	13.8	8.0	7.7
木材貿易業	25.6	18.6	0.0	16.3	7.0	9.3	16.3
建設業	10.4	19.8	21.9	5.2	8.3	11.5	6.3
その他	17.3	25.3	13.3	2.7	10.7	6.7	8.0
計	15.0	28.0	19.0	4.5	14.1	10.6	8.7

最も多い回答は、「コストがかかるが、メリットがない」というものである。この考えは他の設問に対する解答でも多く見られる。

次に「国産材には厳しいが、外材には甘い」というものだった。これに対し「外材には厳しいが、国産材には甘い」というものは回答中最も少なかった。これは、まず国産材が率先して合法木材を供給しなければ、外国に向かって強いことが言えない、という当初の政策立案者の考え方が具体的に機能していると思える。生産現場に直結した木材流通の現場で、国産材の複雑な流通をみていれば誰もこのように思うのかも知れない。しかし、「証明の輪の連鎖」は複雑な木材流通の中でも証明材がスムーズに流れるように簡便な方式にすることによって、誰でも合法木材が入手でき、利用できるようにしたものである。

次に「合法性が証明された材が入手困難」という回答である。これまでの設問でも、又面接調査でも指摘されたように、川上側のご努力に負うところが大きい。従って業種別では川中、川下の業界でこのような意見が多くなっている。

このほか「納品書での証明だけでは不十分」、「認定審査を厳しく」などの意見にも賛同を得た。

この設問では、違法伐採対策としてグリーン購入法による合法木材の優先調達の仕組みが出来あがり、これに合法木材を供給する際、林野庁のガイドラインに基づく合法木材の供給システムが事業者にどのように受けとめられているか、そして問題点は何かを探るためのものであった。このシステムについて、我々は試行錯誤の必要があることを十分承知しており、そのためにはこのシステムのもつ問題点に関し、事業者から直接ご意見を頂きたいと考えた。そのため設問の解答の選択肢もシステムに直接関係するもので、今後改善の余地のありそうな点を列挙しておいたが、回答をみると、大変幅広い様々な問題点が指摘された。複数回答を可としたこともあって、その他の解答欄にも多くの意見が寄せられた。中にはグリーン購入法自体や違法伐採問題全般にたいする問題点の指摘もあった。

回答をお寄せ頂いた方々のご意見は貴重のものなので、次ページに掲載しておく。

問12. 問題点に対するその他の回答

- ・ (1)は特に輸入材の入手が難しい
- ・ (5)の証明でよいと考える。
- ・ 合法性の証明のしくみがわからない。合板や建材の扱いはどうなるのか。合法材の産地国による証明方法が異なっており、何が合法木材なのか不明確(林野庁で結論を出さない)
- ・ 仕組みが曖昧で、出来上がっていない。
- ・ 世の中に違法伐採問題が浸透していない。
- ・ 合法材の産地国による証明方法が異なっており、何が合法木材なのか不明確(林野庁で結論を出さない)。
- ・ 100%実行できない。
- ・ エンドユーザーが合法木材を必要とするように関係機関に働きかけてほしい。
- ・ 温暖化対策とからめて塩ビシートのCO2発生量と無垢の木材のCO2発生量の差は一体何なのか、具体的数値目標の提示が必要です。
- ・ 組合員からの仕入れが100%なので必要なのか、疑問である
- ・ 県産材の証明と合法木材の証明があるのでややこしい。入荷した材が本当に合法性のある材か証明できない。
- ・ コストがかかる分、その分、どこが負担するか。
- ・ この制度を確実なものにするには、法制化して罰則を強化しなければ何もならない。いつものザル法と同じである！
- ・ この制度自体が、全国的レベルで、周知されていないのが、問題である。
- ・ 証明の根拠と信頼性を担保する事が難しい。特に外材は山元まで追う事は困難である。その中で販売業者が証明責任を全て担保としなければならない事は、いささか疑問に思われる。
- ・ 政府との密接な大手商社に認識がない。
- ・ 伝票に合法と証明になれば良い。
- ・ どこからも合法木材を求められないので今一つ実感が無い。
- ・ なぜ合法性、合法材を必要とするのか全木連がPRLし、国民に知らしめる努力を行うこと 地球規模の問題として日本国からでも提起せねばならないと思います。
- ・ 何より中国からの輸入品を厳しく検査すべきである。
- ・ ほとんど具体的な取扱いが無い為問題点が見えてこない。
- ・ まずは輸入材に対して規制強化すべき。また日本国として合法木材に取り組むのであれば輸出材に国の証明を付けるなどを先に実施すべき。上記のことをしてはじめて国内消費について目を向けるべきで、国内で違法伐採が無い現状では自国内での消費に合法の証明をつけた所で無意味。制度が浸透しないと思う。
- ・ まだ、消費者に合法木材が知られていない事。

- ・ まだこの制度が浸透していない。
- ・ まだまだ認知度が低く、広く広報して周知してから具体的に動くべきであると思う。
- ・ まだ使用者側が利解していない→建築確認などどこかでチェックすることがないと世間に広まらないのでは？
- ・ まだ証明書を求められた事がなく、問題点は現段階ではなし。
- ・ まだ状況が良く解らない。
- ・ まだ全般に認識されていない。
- ・ もう少しこの制度に付いて認識を高めたい。
- ・ ユーザーへのPR不足。
- ・ ロシア材の関税の引き上げの手助けをした可能性を否定できない。
- ・ 安価な土木用の木材小径木の杭などはコストがかかりメリットがない。個人で経営している素材生産業者など制度を知らない。間伐材を有効利用しようとしても認定されていない素材生産者が多い。
- ・ 意識がうすい為、問題点まで出てこないのが現状。
- ・ 違法伐採の主は外国なのではないか？とすれば、まず外材からの規制を厳しくして欲しい。国内では、違法してまで売る程の利益はでないのが現状だと思うが…。
- ・ 違法伐採材でも証明書を付ければ、違法伐採材でも合法材として出荷されるのでは？
- ・ 一般のお客様(エンドユーザー)に知られていないので今後どの程度普及するのでしょうか不安。
- ・ 一部納品先から納品書以外の証明書を求められたが、一つの方法でできる簡素な制度にとどめてもらいたい。
- ・ 営業拠点(営業所)が複数あり、他府県にまたがっている場合、どの様に申請すれば良いのかわからない。
- ・ 屋上屋を重ねる様な制度は作らず、取締りを強化すべき「流通しているものが、合法材」という状況を作る。
- ・ 何がBestなのかわからない。
- ・ 何をもって合法とするのか？各伐採国の基準が見えない。
- ・ 何をもって国産の合法材、非合法材というのか明白に世間に周知されるべきだと思います。
- ・ 加工流通業は、取扱いの徹底を図るべき。
- ・ 海外の仕入先、又は国内の大手商社は、現在合法木材の証明書を発行していないのでは？何故なら本当の事は何もわからないから。
- ・ 絵に描いた餅のような制度。
- ・ 外国(特にロシア)の材木に証明書がつかない。日本国内のみでは意味がない。
- ・ 外国での問題であり、国産材では違法性はないと考える。

- ・ 外国の証明方法は不明瞭。
- ・ 外国製品の証明に不安。
- ・ 外材(原木・製品)についての流れがみえない。
- ・ 外材がどこまで合法材なのか不安。
- ・ 外材だけに、適合するのでは。
- ・ 外材については厳しくすべきで、国内材については違法伐採は皆無に近いと思われる為合法性の証明を記載するだけで十分だと思う。
- ・ 外材に関しての証明が難しい認定事業者としてのメリットがほしい 差別化してほしい(設計図書、特記仕様書への記載、指定)。
- ・ 外材に関しては、合法材かどうか私共の時点では全く不明である。
- ・ 外材に関しては、水際でチェックすべきである。流通全ての段階で連鎖させてゆく手間を省略すべきである。一義的に最初の購入者がチェックすべきである。
- ・ 外材に就いては資源国の利益が上り、国内材に就いてはもとの許認可関連に依る利権が出来、結果特定者のみの利益となる。
- ・ 外材に対する検査方法が曖昧、規定を設けるべき。
- ・ 外材に特に厳しくしてほしい。
- ・ 外材の場合、証明する事が難しいと思う。
- ・ 外材の場合商社等もよく理解していないので証明書は出せないと言われる。
- ・ 外材の輸出国によって、取り組み方に温度差が有る。
- ・ 外材を扱う商社の木材協会への参加が難しく(地域的な事)国内認定が取りにくいように思われる。
- ・ 企業認定はいかがか？
- ・ 基準があいまいなため効果が発キされない又利用者(消費者)はわかっていない。
- ・ 基本的には許認可制度の延長線では？
- ・ 岐阜県は県産材をきって合法木材にしようとしています。県森連の方法との整合性を問いたい。
- ・ 義化されると、原料の値上がり、供給が不安。
- ・ 供給先が合法証明がとれるか。
- ・ 業界に取って、JAS認定、県産材証明、合法木材等々、色々免許、認可制度が増えて行く一方、手間、ヒマが掛る割合にメリットがほとんどない。ユーザー認識より、制度だけが先行しているためだと思う。
- ・ 業界の認識度を高める。
- ・ 建築業界に今の所関心がない。

- ・ 県や県森連は、ほんとうの流通調査をするべきだ。
- ・ 原木から製品(商品)になるまでの流通、加工の流れが理解されてこの制度を作られたのでしょうか？私共の業界においては、現地において合法木材と認める事自体が不可能ですよ！現に違法伐採ということば自体、またそういう原木自体ないでしょう！
- ・ 現在は、政府及び一部地方自治体のみの必要性であるが、民間使用にも普及させないとJASのようになる。
- ・ 現時点で、この制度の普及が進んでないように思われる。
- ・ 現時点では制度が立ち上っただけで、流通川上に合法木材の在庫もなければ、販売先からの要求も皆無で制度の普及には時間がかかる。
- ・ 現実には合法性の確認は困難で特に外材は分からない。
- ・ 現状、取扱い無い為不明。
- ・ 現状、政府機関の物品調達のみという観点から総体的に業者の合法木材制度への意識及び必要性という認識が薄くこの制度を徹底させる為にはやはり民間企業・住宅メーカーなどの参加は不可欠だと考える。
- ・ 公共事業だけではなく、一般住宅(金融公庫)の物件にも制度を導入すべきだ。
- ・ 公共事業にかかわる物で民間事業には全く関係のない事と思われます。
- ・ 工務店、消費者に全く認知されていない。
- ・ 広く世間に認知されていない。
- ・ 合法(正当な木材)を流通させるべき。数%かも知れないものの為に、正規活動が圧迫されることは、本末転倒である。この制度に依り手数料を取る団体が生じる又は拡大する恐れあり、時代逆行も甚だしい限り。
- ・ 合法・非合法が伐採届出の有無がポイントであるならば、本来の問題解決にどれだけの成果があるのかよくわからない。
- ・ 合法か不法かだれがどうやって判断するか基準自体がなにも無い。過去に北海道でおきた不法伐採事件等が不法材になるのであろうかと思うが流通段階では不明であり具体的に、不法木材自体の実体がわからない。制度自体が、外材のためなのか、内地域のためなのか、が、今の時点では、良く解らない。
- ・ 合法という証明書が取りにくい。
- ・ 合法材の定義は？
- ・ 合法証明機関の知名度。
- ・ 合法制度に関して消費者は感心ない。日本には心要性がないと思う。
- ・ 合法性についてまだ広く周知されていない。
- ・ 合法性の証明を常に求められる状況を作り上げれば、必然的に拡がると考えます。

- ・ 合法性を担保する難易度が、原産地の制度等により差があり、実際の流通量と乖離が大きい。
- ・ 合法性証明書の信頼性を高める必要あり。
- ・ 合法認定業者のみが(全ての)材の取扱、販売を出来る様にすべきである。
- ・ 合法木材と製品の良し悪しは別問題である。
- ・ 合法木材の要請があることが一番。現在なし。
- ・ 合法木材の流通がこの一年以上ほとんど必要とされる場面がなかった。
- ・ 国、県及び地域によって証明の方法等が違い、現場では混乱する。(森林の伐採届を法的に強制すれば違法伐採はなくなる。)
- ・ 国産材について、非合法木材なんてあるんですか。◎国産材の違法伐採材なんて見たことありませんか？国産材に合法証明をつけるなんておかしくないですか。
- ・ 国産材については、実際のところほとんどが合法ではないかと思います。それをわざわざややくしていると思います。外材だけでよいのではないのでしょうか？
- ・ 国産材については問題はない。今のままでよい。これ以上難しくしない配慮が必要。
- ・ 国産材には関係ない。
- ・ 国産材に対して多くのNPO、NGO、森林認証などがあり、できるだけ、集約総合し、わかりやすくする必要はある。
- ・ 国産材に必要なし。
- ・ 国産材の取扱いには必要性が感じられない。
- ・ 国産材の盗伐材は、どれほどあるのでしょうか。その材料が、多く必要となればしょうがないと思うし、必要でしょうが、とても少ない盗伐量だとすれば、必要は無いと思うのですが…
- ・ 国産材は、素材業者(中小零細)厳しい。外材は不透明である。(税関で防止)
- ・ 国産材は100%ちかく合法木材だと思う。
- ・ 国産材は管理しやすいが外材製品(原木も含めて)をどこまで徹底出来るかが鍵であると思われる。
- ・ 国産材は現状のままで基本的にすべてが合法木材であることが常識という感覚で十分と思う。
- ・ それよりも他国に対し特にロシア等、違法伐採が日常化しているような国に対しての取締り強化が重要であると思う。
- ・ 国産材は総て合法木材です。

- ・ 国産材－根本的に違法伐採はないと考える。原木・製品を多く輸出する時代になってから認定制度を立ち上げてよいのでは… 外材－相手国の証明がある材だけ輸入すれば良いと思う。(行政・輸入業者の責任に於いて…)海上でチェックがされ、陸上げされた木材は、すべて合法材なので、国・県などが証明を求める必要はなくなる。(密輸材はほとんどないのでは?)
- ・ 国内では、合法木材の必要性が認識不足ある 証明方法をもっと簡単にする方法はないだろうか。
- ・ 国内では違法伐採はないものと認識しているが、あえて証明を付けなければならない。
- ・ 国内で現実化して、外材の合法的な材を取り扱い外国の環境維持や日本への消費国としての批判を受けないよう配慮の必要がある。
- ・ 今の所わからない。
- ・ 今は証明が無くてもパルプ材等は移動している。全てに証明の添付を。
- ・ 再生資源は合法木材の対象になっていないことは一般に理解されておらず問題である。
- ・ 最終ユーザーから川上に向かってもっとPRを公的機関にしてもらいたい。
- ・ 在庫分の販売も何年もかかるので、10年間くらいは在庫材も証明していいことにしてほしい。
- ・ 仕入先(国産材輸入材共製材所。商社。)からの合法証明がない。九州等では役所の林務課でもこの制度を理解して居ない所が多い。
- ・ 仕入先、得意先とも制度の内容を把握していない。
- ・ 市場での認知度が低い。
- ・ 市場出荷している者にとってはなにもない。他人事である。
- ・ 事実合法性木材か否かの証明がむずかしいと思う。立木の時点で証明するのはだれか、又流直経において、どのように証明するのか、チェック、タイミングがかなりむずかしいと思う。
- ・ 事実上供給量が、十分に確保されていなければ、納材を優先せざるを得ないので、この辺りが非常に問題有りだと思う。
- ・ 自治体、民間企業、住宅メーカーなどに合法木材使用を働きかけが必要。
- ・ 自然環境保護の為には非常に大切なことですが、高コストにつながるものが心配です。
- ・ 取扱がないので未知数です。
- ・ 手間をかける事へのコンセンサス不足。
- ・ 手続きが今のままでは面倒です。認定されているのだったらその証明で十分にしてもらいたい。(供給例の善悪、誠意が前提ですが)。
- ・ 樹種的に仕訳けする必要があるのでは。
- ・ 需要の喚起が必要と思う。
- ・ 需要者がその重要性をあまりに認識していない。供給者だけの認識はコスト増をまねくだけ。政府の周知徹底するキャンペーンが最重要。

- ・ 少量の自家材に証明が出来ない。
- ・ 消費者から生産者まで広く認識をしてもらうための制度として強化すべきだが、やり方があまりいい。
- ・ 消費者に知られていない。
- ・ 消費者へのPR不足。
- ・ 証明にかかるコストを低く押さえることが課題。国産材の場合、証明することがあたりまえになれば可能。
- ・ 世界的に原木供給国は開発途上国が主でありこの制度を作ったとして本当に証明材が安定して入荷するか疑問である。
- ・ 世界的に木材の需要が高まりつつある中、合法木材を安定的に入手できるように植林事業に力を入れるべきだが、力が入っていない。
- ・ 世間へのアピールが足りない 外に出て駅などでアピールする。
- ・ 制度が一般に周知されていない。
- ・ 制度が始まったばかりで具体的に問題点がまだ見えてこない。
- ・ 制度が先行し、本来の意味が表に現れない。経済的な判断が障害となっている。背に腹はかえられない。
- ・ 制度そのものに理解しているが、地域によって、導入が徹底されていない。
- ・ 制度の信頼性を高めるために、合法材判断の基になる基準の明確化。特に輸入材では相手国、輸入当事者の判断権限・基準、範囲等を明確にする必要がある。
- ・ 制度の普及が必要、もっと強制力があっても良いのではないか。
- ・ 制度を作る過程でわかったはず。主体性がない。
- ・ 制度自体の認知性があまり無いと思う。
- ・ 政府機関の調達だけでなく、民間にも調達が必要と思う。
- ・ 製品そのものの品質に差が無いので値段の安い方に買い手がつくのが問題です。
- ・ 製品に合法マークのラベル。
- ・ 製品を販売先に納入する時、1つのロットにいろんな山の木材(合法木材証明書番号が2ヶ所以上)がある場合など、合法証明書が山の数だけ必要になると、トラックにいろんな種類の製品を積むと何百枚もの合法証明書をつけなくてはならない。また、これを1枚にすることが出来るような証明書であつてもどこで伐採された木材であるか販売先には分からなくなる。こんな証明書がほんとうに必要なものか疑問である。
- ・ 製品化前に厳しくしないと選別不可能。
- ・ 先導的に合法材のメリット(優先購入付加価値)を実現させ、市場をつくった上で信頼性の高い制度とすべきである。
- ・ 川上にすべての許認可の権限がある。確たる資源をもたない日本。

- ・ 全般的によく理解されていない。
- ・ 素材生産業者すべてに認定事業者に登録する様徹底させることはむずかしいと思う。
- ・ 相手国の輸出許可書が認定書の代りになる様にしてほしい。
- ・ 大手商社の悪業の尻ぬぐいのように気分がよくない。
- ・ 誰が、どの時点で審査するのか。
- ・ 段階的に改善すればよい。
- ・ 地方の市場で仕入れする場合、その市場に出荷する出荷者の負担が大きいです。M3数の多い物件ですと、一ヶ所からの仕入れが困難ですので、余計に大変だと思います。
- ・ 中国からの輸入が多いが、証明書の入手が困難。
- ・ 中国材等合法性の証明そのものに信ぴょう性を欠くものが、実際には大量に流通している。
- ・ 当社では100%合法材仕入れているかに書類の保管や経費増が拡大し、事務手続、現場手続が益々煩雑になり逆メリットとなってしまう。国産材はおおむね問題ないと思う。焦点を絞って、通用ができないものか。
- ・ 当社は国産材を取扱っており、本制度の実施については問題はない。
- ・ 当社は素材生産が主で伐採届出等で制約があり、違法伐採は出来ない。
- ・ 当社は素材生産業者—販売先の要望に応える。
- ・ 当初からコストメリットは望んでいないが需要に対する、スケールメリットを期待した。
- ・ 特に対外材に。
- ・ 独占市場の危険性、供給難による物価上昇。
- ・ 認定は受けたがこの事に関して真剣に取り組んでいる会社がいかにあるのか。
- ・ 認定業者になっても何のメリットもない。認定業者でも伐採証明を出さない者もいる。
- ・ 馬鹿馬鹿しい制度だ。
- ・ 伐採許可と実際の出荷量と書類上の数字と現場(現物)の整合性があれば、つまり、造材現場が全て合法性であれば、必然的に世の中に出回る丸太・製材は全て合法性ということになる。これを、確実に把握できるのは、国産材で、外材では不可能(不確実)である。しかし、造材全てが、合法性だということになると、そもそも、この制度自体意味のないものとなってしまうのではないかと・・・
- ・ 販売先から今の所合法木材を必要とする話がないので解からない。
- ・ 販売先から問い合わせなく、全く浸透していない。先走り感がある。
- ・ 風倒木の取扱いについて。(判断が難しい)
- ・ 弊社が扱い木材について違法なものはないと考えています。
- ・ 本制度が普及する迄は余り厳しい事は厳につつしむべきである。
- ・ 本当に必要なのか疑問。

- ・ 末端の利用者(消費者や工務店)に意識がない。
- ・ 民間での使用が義務付されていないので効果が？
- ・ 民間での対応には限界がある。政府機関の主体的対応が必要。
- ・ 民間に販売する場合ほとんど必要とされないのでは、この制度がどこまで広がるかは疑問。又国産材に関しては無届けの伐採があるとすれば森林組合での対応で解決できるのでは、外国産材を扱う所が問題と思う。
- ・ 民間に普及していくべき。
- ・ 民有林の所有者の方々に、まだ徹底されていない。国産材であれば、証明も不要かな、という意見あり。
- ・ 木材は、輸入材が8割しめられていると言われていています。ですので政府(通関の時)が合法材(樹種、FSC、COC、その他認定)とすれば、8割(大部分の合法材の有無)がわかるし、手間、コストもかからないのでは。各種認定が多すぎる。デファクトスタンダードの認定が必要。
- ・ 木材業界自体不況業種であり、経営(仕入、販売)不振で死活問題又、以前の大臣認定4☆と一緒に現在まで大臣認定は殆んど誰でも合格。合格したら勝手に造り放題の認定書利用しほうだい国交省は検査も取り消しも何もする気無し。結局業界は国の言いなりとなり、全く実態に則していない。(誰も声を大にして言わないだけ)もっと日本の木材業界の救世主になる様連合会は別の事で力を発揮してもらいたい。
- ・ 目的が、不透明。国産材の普及につながるとは、考えにくい。国産材と外材の利用率を変える力はない。行政の足なみにあわせた感じがする。
- ・ 役所の認識がうすい。設計におりこんでいない。(製品に対して)
- ・ 輸入家具(商品)に対して、ほとんどの商品に、合法性の証明が、甘すぎる。製品に対して商品も、厳しくすべきである。
- ・ 輸入合板、木材生産地(輸出国)の証明に信頼度あるか、心配です。
- ・ 輸入材(丸太、製品)に関してはほとんど話が出ず、証明材かどうかも疑問がある。
- ・ 輸入材については相手国に対して政府が要望して、輸入商社が管理を厳しくするべきで私た末端の零細企業は仕入の上手から流れて来たものを処理するしかありません。
- ・ 輸入材に関して、行政の関与を明確にすべき。輸入許可された木材は全て合法材とみなし通関時の書類審査を今よりきびしくする事により問題発生時の行政側の責任を明確にする。
- ・ 輸入製材について合法証明が出来るかどうかあいまい。
- ・ 理解を深めることが重要→審査を厳しくしただけではすべての解決にならない。
- ・ 立木生産者にもっと合法性を知らせる必要があると思います。
- ・ 流通の川上から川下通しての管理の方法を決定して徹底を望む。取組んだ企業が競争力(単価等)で負ける、他の業種でも同様、連合会としての考え方が知りたい。
- ・ 流通の中では不用と思う。証明のないものは輸入させなければ用は足りるのではないか。

- ・ 流通前に合法性を求めるべき。流通業者では無理。
- ・ 良い取り組みだと思う。
- ・ 零細製材業者は、認定を受けていない。

12. 違法伐採阻止対策

問13. 違法伐採材の阻止のためのいろいろな対策に対し、それぞれ様々な意見があります。貴社はどの意見に賛成しますか。(複数回答可)

業種別	(1)違法伐採問題は本来は当事国の問題であり、輸入国での民間の対応には限界がある。	(2)世界の環境問題や森林減少などの問題を考えれば、われわれも出来ることは協力すべきだ。	(3)違法伐採問題を法律で取り締まることも考えられるが、自由な市場に政府が介入することになり、木材流通が滞る可能性がある。	(4)外材の合法基準制度の構築や合法木材に対する信頼性を高めるために支援すべきだ。	(5)合法木材より条件が厳しい森林認証材を使うことを推奨する。	(6)その他
	%	%	%	%	%	%
育林業	23.4	45.2	6.6	19.5	4.0	1.3
素材生産業	23.7	40.8	10.0	17.6	5.6	2.3
製材業	25.8	39.2	11.3	16.7	4.8	2.2
木材加工業	29.3	37.5	11.8	17.1	3.5	0.9
流通業	28.1	39.3	11.6	15.7	3.5	1.7
木材貿易業	30.0	31.7	13.3	16.7	8.3	0.0
建設業	23.0	42.5	12.4	15.9	4.4	1.8
その他	23.7	38.1	12.4	18.6	5.2	2.1
計	26.5	39.6	11.0	16.9	4.3	1.7

アンケートの最後にあたって、違法伐採材を阻止するための様々な考え方を提示して、合法木材供給事業者の基本的考え方を聞いた。

もっと多い回答は、「我々にできることは協力すべき」と言うもので約40%になったが、この数字が示すところは、違法伐採問題に対する木材業界の対応の正直な気持ちの現われではないかと考える。次いで「輸入国の民間の対応には限界がある」というもので、これが約27%であった。確かに民間業界として違法伐採問題に直接関与することは出来ないし、まして外国の問題に直接手は出せないことは容易に判断される。そこで、「限界がある」という回答になったものと思われる。

国際間では今 FREGT が盛んに議論されている。これは違法伐採があると見なされてい

る国や地域に対し、その国の森林法等の執行能力を高めることによって、健全な森林経営を確立し、違法伐採を解決しようというものである。これに対する国際的支援に賛同する者も17%と決して少なくない。

しかし、この問題に対する方法として我々民間が実施できる対応は

平成16年に実施した、全国木材組合連合会モニターに対するアンケート調査において、「違法伐採問題の解決には、消費国(輸入国)側にも責任があるが、我が国のとるべき対策は」という質問をした。それ時の回答によれば「違法伐採材の取引制限に関し国際的ルールを作る」というのが最も多く、38%を占めていた。2番目が「違法伐採材の取引を禁止する国内法を整備する」というのが19%を占めていた。次が、「木材輸出国自身が必要な措置をとるべし」と考えている者が16%あった。また、木材輸入業界・木材業界が協調して取扱いを拒否する」というのも14%あった。

それから3年間、この問題に対する一般の認識や取り巻く環境の変化も大きい。特に国際問題として大きく取り上げられるようになり、しばしば重要な政策課題として議論されてきた。こうした中で我が国では、違法伐採木材の排除のため、グリーン購入法による合法木材の優先調達の方針が採用された。アンケートで求められた「取引禁止の国内法整備」については、現行の法制度のもと、また WTO の加盟国として貿易制限的法整備は現実的ではなく、次善の策としてグリーン購入法による政府機関の合法木材優先調達という結果となった。

勿論これは、違法伐採問題が解決に向かう最初の一步であるが、これで満足していけない。現在はこの方針(グリーン購入法による優先調達)を堅持しつつ、林野庁ガイドラインに則った合法木材の供給手法や合法性の確認手続きについて今後とも研究していく必要がある。

その他の意見は、次ページを参照されたい。

問13のその他の回答

- ・ (2)の内容は国産材にも考えられます。
- ・ (3)を強化すれば良い。
- ・ 森林認証制度には疑問を感じます。自分の山林の木材さえ売れたらそれでよいと言う考え方は、日本の林業の振興には役に立ちません。もっと広く国産材全般の普及を追及すべきと考えます。
- ・ すべての設問が現実的でない。
- ・ 貿易自由化に消費者に数値を入れて説明すべき。
- ・ ラベリングにより実質的効果を上げる事では？
- ・ ロシア材については出国関税証明で認定出来るよう願う。
- ・ 違法伐採はこの地方ではないと思う。
- ・ 違法伐採材と知りつつ輸入してきた会社が急にカッコつけて本気かなと思っている。
- ・ 一番根幹の木材伐採事での取り締りを強化すべきだ。
- ・ 何を持って合法とするのか？証明がでないところは、どれを基準とするのか？はっきりした通達がない。よって区別のしようがない。
- ・ 我々の様な、地方の小企業には無理な面も発生する。
- ・ 会社の規模や取扱量の大小に関わらず、一律にかせられる規制に疑問を感じる。大企業を念頭においた制度はやめて頂きたい。
- ・ 外国からの違法伐採材の輸入に対する取り締りの強化。
- ・ 外国が制度化したからといって右へならえをする必要がない。日本材の以前の流通で問題はないと思う。
- ・ 外国では違法伐採は多いが、日本の中では少ないのではないか。
- ・ 外国の製品、部材、木工製品について全て通関で証明させるべきだ。(特に木工品、住宅資材に)
- ・ 外材に関しては相手国に制度がなければまったく無意味な制度になっている。
- ・ 外材の輸入がなければ日本の木材需要はまかないきれないので角を矯めて牛を殺すことのないよう少しずつ前進すべきだ。(世界的な合意)
- ・ 外材は購入していない。
- ・ 現在我国では違法伐採はできない仕組みになっている。ある限度以上の伐採についてはすべて届出が必要であり皆実行している。
- ・ 公有材と民官材との区別が大変難しいと思う。
- ・ 考え方がある。(合法木材)ことを、広く報ずる事。根本の理解を得る事。
- ・ 合法材か、非合法材かは国内材では、ほぼわかると思うが、輸入材(外材)は現実的には商社の対応次第だと思う。

- ・ 合法性か否かで品質が変わるわけではなく、そもそも盗材か否かということである。国産材では、よほどでない限りなく、外材がほとんど対象である。
- ・ 合法木材の定義非合法木材の定義が定かでない。
- ・ 合法木材以外は輸入禁止にすべき。
- ・ 国産原木に違法伐採などない！全木連等の業界団体は外材を制限し国産材の振興にもっと頭を使え。需要の減少による価格低着で採算が合わず伐採量減少続く我々は生き残れない。県木連の連中も暇なのでこんな事ばかりやっている。規制ばかり増やしていれば県木連も脱退しようと思う。加盟していても何の得にもならぬ。最近国産材に何の補助もないもつと考える。
- ・ 国産材では殆んど問題はないと思う。輸入材に関しては入港した港の陸上げの段階でチェックすべきである日本は島国ですよ！！
- ・ 国内には役所に伐採届けと言う義務あるため重複となる。
- ・ 国内のすべての木材使用量に対し、合法木材使用量はどのくらいになるのがその量及びCO2削減の効果は。(具体的な数字で示す必要あり。)
- ・ 国内より海外・違法伐採の方が問題。
- ・ 国産材は市場で買っているのなら関係ない。
- ・ 取扱い側のコンプライアンスの問題である。輸入商社も絶対に取扱わないように法的手段が必要と思う。
- ・ 手続きばかりでめんどろだ。
- ・ 商社に現地で確認するように。
- ・ 小さなリフォーム工事店でも使う材料がどういう物なのか、その意識、買う所の選別などをする様な社会にすべき。
- ・ 森林所有者に負担の追打ちするのではなく、日頃の森林育成の貢献に報いる施策を講じるべきである。
- ・ 川上・川中・川下以上にエンドユーザーに理解がないと…。業界とはいっても、川上・川中だけでは難しい。
- ・ 全地球規模で環境問題が取りざたされている中で森林自然破壊から来る問題、危機意識を喚起PRして欲しい。
- ・ 素材の所で全てチェックすべきである。
- ・ 当事国及輸入国で取り締まること及輸入業者商社に輸出国の証明を提出してもらう。
- ・ 当社は国産材のみ扱いのため、国内の違法伐採を取締ることに賛成する。
- ・ 日本では違法伐採はほとんどないと思われる。特に私どもの地方では。
- ・ 日本の場合輸入業者である商社が一番のネックであると思う。商社は利益さえあれば何でも輸入し販売する。現実にインドネシアはそうであった。

- ・ 日本国内では違法伐採はありえない(2)の環境問題として考えるなら外材を取り締まる事が先決。
- ・ 伐採をしたら植林をする。植林が出来ないのなら伐採を認めない世界環境を早急に作るべき。
- ・ 負荷のかからない制度にすべきである。
- ・ 保安林、水涵林等、土石防備林等の強化をしたらどうかな。
- ・ 法律よりも先に、世間へのPRが先ではないかと思う。業界内でも、知らない人がまだ多くいるというのに…。
- ・ 明確な罰則が無くモラルに乏しい。
- ・ 木材登録の件固定資産税の件。
- ・ 輸入業者の取り締まりを強化する。
- ・ 輸入材に頼る事などより、国産材に目を向ける事と思う。
- ・ 輸入材の違法に対し政府はもっと強く取り締まるべき。口先のみで実がない。
- ・ 輸入木材品の検査強化。
- ・ 抑制的な事を言っているものの、実際は工場や素材生産者にかかる負担が大きいだけで、道木連が何をしているのか全く不明である。

附 調査票

合法木材認定事業体アンケート調査

問1. 貴社の認定取得年月日 平成 年 月 日

問2. 貴社の業態は？（主たるものに◎を、従たるものに○を付してください。）

- (1) 育林業 () (2) 素材生産業 () (3) 製材業 ()
(4) 木材加工業 () (5) 流通業 () (6) 木材貿易業 ()
(7) 建設業 () (8) その他（具体的に)

問3. 貴社の合法木材取り扱い実績（年明けの取扱量、2月を念頭にお答え下さい。）

(1) 購入量

1カ月平均総木材購入量 _____ m³

上記のうち合法証明が付いた木材の購入量 _____ m³

(2) 販売量

1カ月平均木材総販売量 _____ m³

上記のうち合法証明を付して販売した量 _____ m³

上記のうち顧客から求められて合法証明を付して販売した量 _____ m³

問4. この制度の最終的な目的はグリーン購入法の適用により、政府機関の物品調達に際し、合法木材を優先的に使うことを通じて違法伐採材を排除しようというものです。貴社はどのように考えますか。次のいずれかに○を付してください。

(1) 違法伐採材の排除のための有効な手段だ。

はい () いいえ () どちらとも言えない ()

(2) 優先的調達ではなく、使用を義務付ける制度とすべきである。

はい () いいえ () どちらとも言えない ()

(3) 政府機関だけでなく自治体、民間企業、住宅メーカーなどの参加が必要だ。

はい () いいえ () どちらとも言えない ()

(4) 市場が求めないものは売れない。だから環境問題や違法伐採材に関して、需要者や消費者の意識改革が必要だ。

はい () いいえ () どちらとも言えない ()

(5) 木材業界も違法伐採問題の解決に協力すべきだと思う。

はい () いいえ () どちらとも言えない ()

(6) この制度では我々だけが経費負担することになり不満だ。

はい () いいえ () どちらとも言えない ()

問5. 貴社が認定を受けた理由を次の中から1つ選んでください。

- (1) 違法伐採問題の解決になると思うから ()
- (2) 得意先から合法木材を求められるようになると思うから ()
- (3) 今後は合法木材が当たり前になるから ()
- (4) 他の業者が認定を受けるから ()
- (5) 県木連等から勧められたから ()
- (6) その他 (具体的に _____)

問6. 貴社の原木 (製品) の仕入先は、合法木材に関心がありますか。

- (1) 「関心がある」ところ。(%) (2) 「少しはある」ところ。(%)
- (3) 「ない」ところ。(%) 計 100%

問7. 貴社の販売先は、合法木材に関心がありますか。

- (1) 「関心がある」ところ。(%) (2) 「少しはある」ところ。(%)
- (3) 「ない」ところ。(%) 計 100%

問8. 貴社の販売先から合法木材についてどのような要望や注文がありましたか。

- (1) すべての製品に合法証明をつけるよう求められた。
はい () いいえ ()
- (2) 納品書の証明以外に証明書などの提出が求められた。
はい () いいえ ()
- (3) 合法性について再確認があった。
はい () いいえ ()
- (4) 証明なんか必要ないといわれた。
はい () いいえ ()
- (5) 証明材は、常時在庫があるのかと聞かれた。
はい () いいえ ()
- (6) 注文すれば入手できるかと聞かれた。
はい () いいえ ()
- (7) その他 (具体的に _____)

問9. 合法木材に「合法マーク」を付けようという意見があります。貴社はどのように考えますか、次の中から1つ選んで○を付けて下さい。

- (1) 制度のシンボルとしてマークがあったほうがよい。()
- (2) 合法材に添付して、証明になるようにしたほうがよい。()
- (3) 制度を消費者に普及するためにマークはあったほうがよい()
- (4) この制度がよく知れ渡ってから、マークを付けたほうがいい。()
- (5) 手間がかかるので、ないほうがいい。()
- (6) 他にもいろいろなマークがあり、紛らわしいのでないほうがいい。()

問10. 貴社は、今後合法木材の取扱いを今後どのようにしようと思っておりますか。
次の中から1つ選んで○を付けて下さい。

- (1) 取扱いを増やしたいので、仕入先に対し合法材を求める。()
- (2) 証明材が入荷すれば証明書をつけて出荷するが、積極的に求めない。()
- (3) 顧客から要求があれば取扱う。()
- (4) 出来ればやめたい。()
- (5) その他(具体的に)

問11. 貴社は、マスコミやNGOから合法木材に関し取材を受けたり、調査されたことがありますか。

- (1) はい(具体的に)
- (2) いいえ()

問12. この制度に問題点があるとすればどのような点ですか。(複数回答可)

- (1) 合法性が証明された原木(製品)の入手が難しい。()
- (2) コストがかかるが、メリットがない。()
- (3) 国産材には厳しいが、外材には甘い。()
- (4) 外材には厳しいが、国産材には甘い。()
- (5) 証明書に合法性の証明を記載するだけでは不十分と思う。()
- (6) 制度の信頼性を高めるため認定審査を厳しくすべきである。()
- (7) その他(具体的に)

問13. 違法伐採材の阻止のためのいろいろな対策に対し、それぞれ様々な意見があります。貴社はどの意見に賛成しますか。(複数回答可)

- (1) 違法伐採問題は本来は当事国の問題であり、輸入国での民間の対応には限界がある。()
- (2) 世界の環境問題や森林減少などの問題を考えれば、われわれも出来ること

は協力すべきだ。()

(3) 違法伐採問題を法律で取り締まることも考えられるが、自由な市場に政府が介入することになり、木材流通が混乱する可能性がある。()

(4) 外材の合法性確認制度の構築や合法木材に対する信頼性を高めるために支援すべきだ。()

(5) 合法木材より条件が厳しい森林認証材を使うことを推奨する。()

(6) その他 ()

問14. 合法木材の供給が、木材業界の社会的責任を果たす上で是非必要なことなので積極的に対応している企業もあります。また、合法木材を使うことが住宅や家具の商品価値を高めることになると考え、合法木材を採用しようとしている企業もあります。貴社はどうお考えですか。

答え ()

ご協力有難うございました。

差し支えなければ、貴社の連絡先と担当者を下記にご記入下さい。

〒

ご担当 役職 氏名 _____

Tel _____ Fax _____

E-mail _____